

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会法人後見事業
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、成年後見制度における成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）を受任する法人後見事業（以下「事業」という。）を実施するため、必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることにより、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の財産管理及び身上監護を行い、その権利を擁護することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見人等としての業務
- (2) その他必要と認められる業務

(運営委員会の設置)

第4条 本会は、事業の実施に当たり、成年被後見人等の権利を擁護するとともに、事業の適正な運営を確保するため、法人後見運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 本会は、成年後見人等の受任の適否について、運営委員会に

諮り、その審査結果を踏まえて、本会の会長（以下「会長」という。）が決定する。

3 運営委員会の設置運営に関する必要な事項は、別に定める。

（業務の対象者）

第5条 本会が行う成年後見等の業務（以下「法人後見業務」という。）の対象者は、真岡市内を生活の本拠とする者であって、紛争性がなく、身上監護と日常的な金銭管理が中心の者とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 首長申立てをする者で、他に適切な成年後見人等が得られない者

(2) 原則として高額な財産等を所有せず、他に適切な後見人等が得られない者

(3) 日常生活自立支援事業利用者と、判断能力が低下した者のうち、前各号に該当する者

(4) 特に本会が必要と認める者

2 成年後見人等の受任は、前項各号に規定する対象者について、経済的な理由から他に適切な成年後見人等を得られない者及び虐待による深刻な権利侵害を受けている者を優先し、必要性、受任能力、成年被後見人等との利益相反関係、真岡市長による後見開始の申立てへの対応等の関係から、運営委員会が審査を行い、適当と認めた場合にこれを受任する。

3 前項の規定にかかわらず、緊急対応等により受任を決定した場合には、運営委員会に報告する。

（財産等の調査）

第6条 本会は、成年後見人等に就任したときは、速やかに財産調査を行い財産管理計画及び身上監護計画を作成する。

(財産の保管)

第7条 成年被後見人等の財産のうち、権利書等の重要な書類は、原則として本会が契約する金融機関の貸金庫において保管する。ただし、次の各号に掲げるものは、本会の事務所に備える耐火性の金庫等に保管することができる。

(1) 現金

(2) 預貯金通帳（日常的に使用するもの）

(3) 金融機関届出印

(4) その他前各号に準ずると本会が認めるもの

(財産管理の考慮事項)

第8条 本会は、成年被後見人等の財産を管理するに当たっては、専ら成年被後見人等の利益のみを考慮してその内容を決定するものとし、当該成年被後見人等の親族等利害関係を有する者の同意を要しないものとする。ただし、その意見を聞くことを妨げない。

(財産の引き渡し)

第9条 本会は、成年後見業務に係る保管財産の引き渡しについて、民法の規定に従うほか、家庭裁判所の指示に従うものとする。

(類型の移行申請)

第10条 本会は、成年被後見人等について、判断能力の程度に変化があったと認める場合は、必要に応じて、類型移行の審判

を家庭裁判所に申立てるものとする。

(費用)

第11条 法人後見業務に要する費用については、成年被後見人等の負担とする。

2 前項において、やむを得ない事情により、本会の財産から立て替えて費用を支出した場合は、これを求償することができる。

(報酬付与審判の申立て等)

第12条 本会は、法人後見業務の報酬について、家庭裁判所に報酬付与の審判を申立てるものとする。ただし、成年被後見人等の事情により、報酬を付与することが困難であると認められるときは、この限りではない。

(居所の訪問)

第13条 本会は、第6条の規定により作成した計画に基づいて法人後見業務を行うとともに、成年被後見人等の居所を適宜に訪問し、安否の確認、心身の状態及び生活の状況の把握に努めるものとする。

(台帳等の整備)

第14条 本会は、法人後見業務の処理の状況を記録するため、成年被後見人等について、個人ごとにケース記録及び金銭管理の台帳等を整備しなければならない。

(個人情報保護)

第15条 本会は、成年被後見人等の個人情報に十分留意しなければならない。

2 本会は、個人情報が記載された書類等を適切な方法により保

管し、みだりに他人に閲覧させ、又はその写しを提供してはならない。

3 事業の実施に関わる職員は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 ケース検討、啓発、教育等の目的で情報を使用する場合は、個人のプライバシー保持に十分配慮しなければならない。

(従事職員等)

第16条 本会は、福祉に関して専門の知識又は経験を有する職員の中から、法人後見業務に従事する職員（以下「従事職員」という。）を指定する。

2 本会は、従事職員の指示を受けて法人後見業務を補助する成年後見支援員を置くことができる。

(辞任)

第17条 本会は、成年被後見人等が真岡市外に生活の本拠を移し、又はその他の特別な事情により法人後見業務を継続して行うことが困難となったときには、家庭裁判所に成年後見人等の辞任を申立てることができる。この場合において、当該成年被後見人等について必要があると認めるときは、当該成年被後見人等の住所を管轄する家庭裁判所に、成年後見人等の選任を申立てるものとする。

(法人後見業務の終了)

第18条 本会は、成年被後見人等が次の各号のいずれかに該当する場合は、法人後見業務を終了するものとする。

- (1) 成年被後見人等が死亡したとき。
 - (2) 後見開始、保佐開始及び補助開始の審判が取り消されたとき。
 - (3) 本会が、適切な法人後見業務の遂行に支障があると判断し、家庭裁判所に成年後見人等の辞任の許可の申立てを行い、家庭裁判所により辞任を許可する審判がされたとき。
 - (4) 本会が本事業を廃止したとき、又は法人組織を解散したとき。
- (その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。